Coincheck レバレッジ
（暗号資産関連店頭デリバティブ取引）
利用規約

本利用規約（以下、「本レバレッジ規約」といいます。）には、コインチェック株式会社（以下、「当社」といいます。）の提供する暗号資産関連店頭デリバティブ取引サービスのご利用に当たり、レバレッジ登録ユーザーの皆様に遵守していただかなければならない事項及び当社とレバレッジ登録ユーザーの皆様との間の権利義務関係が定められております。当該サービスをレバレッジ登録ユーザーとしてご利用になる方は、本レバレッジ規約に同意する前に、必ず全文お読みくださいますようお願いいたします。

第１条（定　義）

1　本レバレッジ規約において使用する以下の用語は、それぞれ以下に定める意味を有するものとします。以下及び本レバレッジ規約において定義されていない限り、本レバレッジ規約において使用する用語は、Coincheck 利用規約において定める意味を有するものとします。

(1)「Coincheck 利用規約」とは、当社が定める「Coincheck 利用規約」をいいます。

(2)「レバレッジ登録希望者」とは、第３条において定義された「レバレッジ登録希望者」を意味します。

(3)「レバレッジ登録情報」とは、第３条において定義された「レバレッジ登録情報」を意味します。

(4)「レバレッジ登録ユーザー」とは、第３条に基づき本レバレッジサービスの利用者としての登録がなされた個人を意味します。

(5)「本レバレッジサービス」とは、当社が提供する Coincheck 暗号資産関連店頭デリバティブ取引サービスという名称の、暗号資産関連店頭デリバティブ取引に係るサービス（理由を問わずサービスの名称又は内容が変更された場合は、当該変更後のサービスを含みます。）を意味します。

(6)「レバレッジ口座」とは、レバレッジ登録ユーザーが本レバレッジサービスを利用して取引をするための金銭を当社が管理するために、当社所定の方法により開設した取引口座を意味します。

(7)「現物口座」とは、Coincheck 利用規約第２条第１項第７号に定める「ユーザー口座」を意味します。

(8)「レバレッジ利用契約」とは、第３条第 4 項に基づき当社とレバレッジ登録ユーザーの間で成立する、本レバレッジ規約の諸規定に従った本レバレッジサービスの利用契約を意味します。

(9)「暗号資産関係情報（レバレッジ）」とは、当社が暗号資産関連店頭デリバティブ取引の原資産として取り扱う若しくは取り扱おうとする暗号資産若しくは暗号資産関連金融指標に関する暗号資産又は当社に関する未公表（当社の行う取引の利用者の全てが容易に知りうる状態に置かれていないことをいう。）の情報であって、利用者の暗号資産関連店頭デリバティブ取引に係る判断

に影響を及ぼすと認められるものを意味します。

(10)「情報取得者」とは、利用者からの申告又は当社が入手した情報により、暗号資産関係情報（レバレッジ）を保有する者として特定された者を意味します。

(11)「暗号資産関連店頭デリバティブ取引」とは、金融商品取引法第 2 条第 22 項に規定する店頭デリバティブ取引のうち、暗号資産又は暗号資産関連金融指標に係るものをいいます。

(12)「暗号資産関連金融指標」とは、暗号資産の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値である金融指標をいいます。

(13)「建玉」とは、暗号資産関連店頭デリバティブ取引において未決済のまま残っている契約のことをいいます。

第 2 条（適　用）

1　本レバレッジ規約は、本レバレッジサービスの利用に関する当社とレバレッジ登録ユーザーとの間の権利義務関係を定めることを目的とし、レバレッジ登録ユーザーと当社の間の本レバレッジサービスの利用に関わる一切の関係に適用されます。

2　当社が当社ウェブサイト（Coincheck 利用規約において定義します。以下同じ。）上で随時掲載し、又はレバレッジ登録ユーザーに交付する本レバレッジサービスに関する「Coincheck 暗号資産関連店頭デリバティブ取引　取引説明書」（以下、「説明書」といいます。）、ガイドライン、ポリシー、注意事項その他の個別規程等（以下、総称して「当社関連規程」といいます。）は、本レバレッジ規約の一部を構成するものとします。

3　Coincheck 利用規約の第 4 条（登録情報等の変更・追加・定期確認）、第 5 条（外国政府等の重要な公人に係る条項）、第 6 条（登録メールアドレス及びパスワードの管理）、第 9 条（本サービスの利用）、第 14 条（権利帰属）、第 15 条（反社会的勢力の排除）、第 18 条（秘密保持）、第 19 条（本規約等の変更）、第 20 条（通知等）、第 21 条（本規約の譲渡等）、第 22 条（準拠法及び管轄裁判所）及び第 23 条（協　議）の規定は、本レバレッジ規約について準用するものとします。この場合において、Coincheck 利用規約における各用語を下表のとおり読み替えるものとします。

読替前	読替後
登録情報	レバレッジ登録情報
登録ユーザー	レバレッジ登録ユーザー
本サービス	本レバレッジサービス
利用契約	レバレッジ利用契約
ユーザー口座	レバレッジ口座

４　レバレッジ登録ユーザーは、本レバレッジ規約の内容に同意した上で、本レバレッジサービスを利用するものとします。

第３条（新規登録）

１　本レバレッジサービスの利用を希望する者（以下、「レバレッジ登録希望者」といいます。）は、本レバレッジ規約に同意した上で、当社所定の情報（以下、「レバレッジ登録情報」といいます。）を当社所定の方法で当社に提供することにより、当社に対し、本レバレッジサービスの利用の登録を申請するものとします。なお、現物口座を開設していない者は、当該登録の申請を行うことができません。

２　前項にかかわらず、非居住者又は法人は、本レバレッジサービスの利用の登録を申請することはできません。

３　当社は、当社の基準及び手続（本人確認の手続を含みます。）に従って、レバレッジ登録希望者の登録の可否を判断し、当社が登録を認める場合にはその旨をレバレッジ登録希望者に通知し、この通知によりレバレッジ登録希望者のレバレッジ登録ユーザーとしての登録は完了したものとします。

４　レバレッジ登録希望者のレバレッジ登録情報の内容により、追加でレバレッジ登録情報の提供が必要になる場合があります。

５　第 2 項に定める登録の完了時に、本レバレッジ規約の諸規定に従ったレバレッジ利用契約がレバレッジ登録ユーザーと当社の間に成立するものとし、レバレッジ登録ユーザーは本レバレッジサービスを当社所定の方法で利用することができるようになります。

６　当社は、レバレッジ登録希望者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、登録を拒否することがあります。また、登録完了後に該当することが明らかになった場合も、登録を取り消すことがあります。

(1) 当社に提供されたレバレッジ登録情報の全部又は一部につき虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合

(2) 暗号資産関連店頭デリバティブ取引業を営む金融商品取引業者等の役職員である場合（当社が認めた場合を除きます。）

(3) 暗号資産関連店頭デリバティブ取引業を営んでいる又は営む予定の法人である場合（当社が認めた場合を除きます。）

(4) レバレッジ登録希望者の資産（金融資産を含む）・負債の状況、利用目的及び暗号資産関連店頭デリバティブ取引その他類似する取引の経験、その他口座開設を行うにあたって顧客の保護に欠ける事情があると判断した場合

(5) 現物口座が有効に開設されていないことが判明した場合

(6) Coincheck 利用規約第 3 条第 5 項各号に規定する事由のいずれかに該当する場合

(7) その他、当社が登録を適当でないと判断した場合

7　当社は、第 3 項に定める登録の完了後、同一の者が保有する現物口座とレバレッジ口座を紐づけるための措置を講ずるものとします。

8　第 3 項に定める登録の完了後、関連法規所定の本人確認が必要な場合その他当社が必要と認めた場合は、再度、レバレッジ登録ユーザーに対し、当社が指定する必要書類の提出や必要な情報の提供を求めることがあります。これらの必要書類の提出や必要な情報の提供がない場合（当社が定める期日までに当社に連絡がない場合、レバレッジ登録ユーザーお届けの住所へ発送した提出を求める通知書が不着のため当社に返送された場合、及びお届けの電話番号等への連絡がとれない場合等を含みます。）、当社は、当社の判断に基づき、当該レバレッジ登録ユーザーとの取引の全部若しくは一部を停止し、又は登録を抹消することがあります。これにより生じた損害については、当社は責任を負わないものとします。

9　第 3 項の定めによりレバレッジ登録希望者がレバレッジ登録ユーザーとしての登録を認められなかった場合でも、当社は、当該レバレッジ登録希望者にその理由を明らかにする義務を負わないものとします。またこの場合、当社は、レバレッジ登録希望者から受領した書類等を返還する義務を負わないものとします。

10　レバレッジ登録ユーザーは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、個人番号（番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号。以下同じです。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、レバレッジ登録ユーザーの個人番号を当社に提出するものとします。その際、当社は、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行います。

第 4 条（手数料及び支払方法）

1　レバレッジ登録ユーザーは、本レバレッジサービスの利用に当たって、当社が別途定める説明書に定める手数料を、お支払いいただくものとします。

2　レバレッジ登録ユーザーが前項の手数料の支払を遅滞した場合、レバレッジ登録ユーザーは年 14.6%（1 年に満たない期間は日割計算によります。）の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。

3　レバレッジ登録ユーザーは、本レバレッジ規約において別途定める場合を除き、当社がレバレッジ登録ユーザーに対して負担する債務とレバレッジ登録ユーザーが当社に対して負担する債務とを相殺することができないものとします。

4　レバレッジ利用契約（ロスカットルールに関するものを含みます。）に基づく支払は、日本円又は当社が取扱う暗号資産によるものとし、レバレッジ口座又は現物口座から引き落としの方法で

行うものとします。

第５条（レバレッジ口座）

１　レバレッジ登録ユーザーは、第３条に定める登録手続の完了により、レバレッジ口座を保有します。レバレッジ登録ユーザーは、レバレッジ口座を保有して、本レバレッジサービスを利用した取引をすることができます。

２　レバレッジ登録ユーザーは、本レバレッジサービスを利用して取引を行うことを目的として、現物口座からの振替手続又は当社所定の方法により、レバレッジ口座へ証拠金を入金することができるものとします。当該入金は、登録ユーザーによる現物口座からの振替手続の完了時点その他当社所定の手続の完了時点でもって行われたものとします。

３　当社は、レバレッジ登録ユーザーの要求により、当社所定の方法に従い、レバレッジ口座から現物口座への金銭の振替手続に応じます。

４　当社所定の基準を上回る場合又は合理的な理由に基づき当社が別途通知した場合を除き、前項の金銭の振替は、依頼後即座に行うものとします。

５　レバレッジ口座にてお預かりした金銭が、長期間に亘り暗号資産関連店頭デリバティブ取引のために使用されない場合には、当社は、レバレッジ登録ユーザーに通知したうえで、レバレッジ登録ユーザーの承諾を得ることなく、当該金銭について、現物口座に振り替えることができるものとします。

６　当社が、本レバレッジ規約に基づき、レバレッジ口座から現物口座への金銭の振替を行う場合に、金銭に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。

第６条（暗号資産関連店頭デリバティブ取引の条件）

１　本レバレッジサービスにおける暗号資産関連店頭デリバティブ取引に関する利用条件は以下のとおりです。

(1) レバレッジ登録ユーザーは、当社が定める方法に従って暗号資産関連店頭デリバティブ取引に係る注文をすることにより、暗号資産関連店頭デリバティブ取引を行うことができます。レバレッジ登録ユーザーによる暗号資産関連店頭デリバティブ取引の相手方は、当社です。

(2) 当社は、暗号資産関連店頭デリバティブ取引の成立をレバレッジ登録ユーザーに対して約束又は保証するものではありません。

(3) レバレッジ登録ユーザーが取引できる数量、建玉等は、当社が定める範囲内とし、当該範囲を超える注文を当社はお受けしません。レバレッジ登録ユーザーの証拠金が不足することとなる注文についても、当社はお受けしません。

(4) 当社は、価格の急変防止措置として、暗号資産関連店頭デリバティブ取引における価格に急激な

変動が生じた場合に、注文受付を一時中止することがあります。当社は、当該一時中止措置によって生じる機会損失（逸失利益）を含むいかなる損害も責任を負いません。

(5) 当社は、暗号資産関連店頭デリバティブ取引の原資産となる暗号資産に係る相場水準の変動、注文の集中、その他市場の状況によっては、注文受付を一時中止することがあります。当社は、当該一時中止措置によって生じる機会損失（逸失利益）を含むいかなる損害も責任を負いません。

(6)当社は、暗号資産関連店頭デリバティブ取引の原資産となる暗号資産に係るブロックチェーンにおいてハードフォークが生じた場合、当該ハードフォークによる新たな暗号資産の発生に伴う、暗号資産関連店頭デリバティブ取引の建玉の権利調整を実施しません。

(7) 当社がレバレッジ登録ユーザーについてその登録を取り消した場合には、当社は、当該登録取消しに係るレバレッジ登録ユーザーが保有する全ての建玉を決済するために必要な反対売買を、レバレッジ登録ユーザーに事前に通知することなく、当社所定の時点で、レバレッジ登録ユーザーの計算において行うことができるものとします。この場合に発生した諸費用はレバレッジ登録ユーザーが負担するものとします。当社は、本項に基づき当社が行った措置によりレバレッジ登録ユーザーに生じた損害について責任を負いません。

(8) 本レバレッジサービスに関するその他の条件は、当社関連規程によるものとします。

2　本レバレッジサービスにおける暗号資産関連店頭デリバティブ取引に関する証拠金の差入条件は以下のとおりです。

(1) レバレッジ登録ユーザーは、当社と暗号資産関連店頭デリバティブ取引を行うにあたり、暗号資産関連店頭デリバティブ取引から生じる当社に対するレバレッジ登録ユーザーの一切の債務を担保するために、当社に対して当社が定める金額以上の証拠金を、第 5 条第 2 項に規定する現物口座からレバレッジ口座への金銭の振替手続その他当社の定める方法により当社に預託するものとします。

(2) レバレッジ登録ユーザーは、新規の暗号資産関連店頭デリバティブ取引を開始してから建玉の決済を行うまでの期間、証拠金維持率（説明書にて定義する意味を有します。以下同様です。）が説明書にて定める基準を常に満たすよう、必要な証拠金を維持しなければなりません。

(3) 前各号に定めるほか、暗号資産関連店頭デリバティブ取引に係る証拠金の取扱いについては、説明書及びその他の当社関連規程によるものとします。

3　本レバレッジサービスのうち、暗号資産関連店頭デリバティブ取引に係るロスカット取引（以下に定義します。）に関する取扱いは、以下のとおりです。

(1) レバレッジ登録ユーザーの証拠金維持率が、ロスカット基準（説明書にて定義する意味を有します。以下同様です。）を下回る場合、当社は、レバレッジ登録ユーザーに通知することなく、レバレッジ登録ユーザーの全ての注文（決済注文も含みます。）を取り消すとともに、レバレッジ登録ユーザーが保有する全ての建玉を決済するために必要な反対売買を、レバレッジ登録ユーザ

ーの計算において行い、全ての建玉を強制的に決済します（以下、かかる強制的な決済を「ロスカット取引」といいます。）。なお、当社は、レバレッジ登録ユーザーの証拠金維持率がロスカット基準を下回った場合に、直ちにロスカット取引を実行することを保証するものではありません。

(2) ロスカット取引の結果、 レバレッジ登録ユーザーの証拠金維持率がロスカット基準を下回った時点において計算される金額以上の差損金が発生した場合においても、当社はその責を負わないものとします。

(3) 前各号に定めるほか、暗号資産関連店頭デリバティブ取引に係るロスカット取引の取扱いについては、説明書及びその他の当社関連規程によるものとします。

第７条（禁止事項）

１　レバレッジ登録ユーザーは、本レバレッジサービスの利用に当たり、以下の各号のいずれかに該当する行為をしてはなりません。

(1) 当社又は本レバレッジサービスの他の利用者その他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為（これらの侵害を直接又は間接に惹起する行為を含みます。）

(2) マネー・ローンダリング等に関連する行為若しくはこれに類似する行為、犯罪行為に関連する行為又は公序良俗に反する行為

(3) 本レバレッジサービスを利用して取引を行う目的以外でレバレッジ口座に金銭を預託する行為

(4) 法令等（犯罪による収益の移転防止に関する法律、外国為替及び外国貿易法、その他関係法令等（監督官庁公表のガイドライン等、海外の経済制裁関連法令等）を含みます。）又は当社若しくはレバレッジ登録ユーザーが所属する業界団体の内部規則に違反する行為、又は違反するおそれのある行為

(5) コンピューター・ウィルスその他の有害なコンピューター・プログラムを含む情報を送信する行為

(6) 本レバレッジサービスに関し利用しうる情報を改ざんする行為

(7) 当社が定める一定のデータ容量以上のデータを本レバレッジサービスを通じて送信する行為

(8) 広告配信等の他のレバレッジ登録ユーザーに対する勧誘行為

(10) 当社による本レバレッジサービスの運営を妨害するおそれのある行為

(11) 同一人物が複数のレバレッジ口座を開設し、又は開設しようとする行為

(12) 架空の名義又は他人の名義など本人名義以外の名義でレバレッジ口座を開設し、又は開設しようとする行為

(13) レバレッジ口座でレバレッジ登録ユーザー以外の暗号資産関連店頭デリバティブ取引をする行

為

(14) 暗号資産関連店頭デリバティブ取引のために行う次に掲げる行為

・行為者が直接経験又は認識していない合理的な根拠のない事実を不特定多数の者に流布すること

・他人を錯誤に陥れるような手段を用いて詐欺的な行為を行うこと。徒に他人の射幸心をあおるような言動を行うこと

・暴行又は脅迫を用いること

(15) 暗号資産関連店頭デリバティブ取引における取引価格に人為的な操作を加え、これを変動させる行為として、次に掲げる取引

・暗号資産関連店頭デリバティブ取引について他人に誤解を生じさせる目的をもって行われる権利の移転、金銭の授受等を目的としない仮装の取引

・暗号資産関連店頭デリバティブ取引について他人に誤解を生じさせる目的をもって行われる第三者との通謀取引

・他人を暗号資産関連店頭デリバティブ取引に誘引する目的で、当該暗号資産関連店頭デリバティブ取引が繁盛していると誤解させる目的をもって行われる暗号資産関連取引に係る現実の取引

・他人を暗号資産関連店頭デリバティブ取引に誘引する目的で、暗号資産の価格が自己又は他人の市場操作によって変動する旨を流布させ、又は重要な事項につき虚偽又は誤解を生じさせる表示を故意に行う取引

・金融商品取引法第 185 条の 22 第 1 項各号、同法第 185 条の 23 第 1 項、同法第 185 条の 24 第 1 項各号及び同条第 2 項各号に規定する行為

(16) 架空の名義又は他人の名義など本人名義以外の名義で取引し、又は取引しようとする行為

(17) 情報取得者による暗号資産関係情報（レバレッジ）を利用した暗号資産関連店頭デリバティブ取引

(18) 当社に対し、虚偽又は故意に誤った情報を申告する行為

(19) 賭博・ギャンブルをする目的で暗号資産関連店頭デリバティブ取引をする行為

(20) 属性、取引経験及び資産状況等に照らして過大な取引をする行為

(21) 本レバレッジサービスにおける取引に関する以下の行為

・利用者に損失が生ずることとなり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部若しくは一部を補てんし、又は補足するため当該利用者又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該利用者又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為

・自己又は第三者が当該取引について生じた利用者の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は

これらについて生じた利用者の利益に追加するため当該利用者又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該利用者又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為

・当該取引について生じた利用者の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた利用者の利益に追加するため、当該利用者又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為

(22) 当社が提供するソフトウェア又はシステム以外のものを利用して暗号資産関連店頭デリバティブ取引をする行為

(23) その他、当社が不適切と判断する行為

2　当社は、本レバレッジサービスにおけるレバレッジ登録ユーザーが前項各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると当社が判断した場合には、当社の裁量で、レバレッジ登録ユーザーに事前に通知することなく、当該レバレッジ登録ユーザーが送信した情報の全部又は一部の削除、当該レバレッジ登録ユーザーのレバレッジ口座を含む当社における全ての口座の削除又は停止等の措置をとることができるものとします。当社は、本項に基づき当社が行った措置に基づきレバレッジ登録ユーザーに生じた損害について責任を負いません。

3　前項の定めによりレバレッジ登録ユーザーの口座が削除された場合でも、当社は、当該削除の時までにレバレッジ登録ユーザーから受領した書類等を返還する義務を負わないものとします。

第 8 条（本レバレッジサービスの停止等）

1　当社は、以下のいずれかに該当する場合には、レバレッジ登録ユーザーに事前に通知することなく、本レバレッジサービスの利用の全部又は一部を停止又は中断することができるものとします。

(1) 本レバレッジサービスに係るコンピューター・システムの点検又は保守作業を定期的又は緊急に行う場合

(2) コンピューター、通信回線等が事故により停止した場合

(3) 火災、停電、天災地変等の不可抗力により本レバレッジサービスの運営ができなくなった場合

(4) ハッキングその他の方法により当社の資産が盗難された場合

(5) 本レバレッジサービス提供に必要なシステムの異常の場合

(6) 口座の不正利用等の調査を行う場合

(7) 暗号資産又は暗号資産関連デリバティブ取引に係る流動性が低下した場合

(8) その他、当社が停止又は中断を必要と判断した場合

2　当社は、当社の都合により、本レバレッジサービスの全部又は一部の提供を終了することができます。この場合、当社はレバレッジ登録ユーザーに事前に通知するものとします。

3　前項の場合で、当社が事前に通知するサービス提供終了の対象となる暗号資産関連店頭デリバ

ティブ取引に関する建玉の精算期限を経過してもなお、精算されていない建玉がある場合、当社は、当該建玉を決済するために必要な反対売買を、レバレッジ登録ユーザーに事前に通知することなく、当社所定の時点で、レバレッジ登録ユーザーの計算において行うことができるものとします。この場合に発生した諸費用はレバレッジ登録ユーザーが負担するものとします。

4　当社は、本条に基づき当社が行った措置によりレバレッジ登録ユーザーに生じた損害について責任を負いません。

第 9 条（登録取消等）

1　当社は、レバレッジ登録ユーザーが、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、事前に通知又は催告することなく、当該レバレッジ登録ユーザーについて本レバレッジサービスの利用を一時的に停止し、又はレバレッジ登録ユーザーとしての登録を取消し、レバレッジ利用契約を解約することができます。

(1)本レバレッジ規約のいずれかの条項に違反した場合

(2)レバレッジ登録情報に虚偽の事実があることが判明した若しくは虚偽である可能性があると当社が判断した場合

(3)当社、他のレバレッジ登録ユーザーその他の第三者に損害を生じさせるおそれのある目的若しくは方法で本 レバレッジサービスを利用した、又は利用しようとした場合

(4)手段を問わず、本レバレッジサービスの運営を妨害した場合

(5)支払停止若しくは支払不能となり、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始等の申立てを受け、若しくは自ら申し立てた場合

(6)営業の廃止、変更、譲渡、又は解散の決議をしたとき

(7)自ら振出し、若しくは引受けた手形若しくは小切手につき、不渡りの処分を受けた場合、又は手形交換所の取引停止処分その他これに類する措置を受けたとき

(8)差押、仮差押、仮処分、強制執行又は競売の申立てがあった場合

(9)租税公課の滞納処分を受けた場合

(10)死亡した場合

(11)当社からの連絡に対して応答がない場合

(12)Coincheck 利用規約第 15 条第 1 項各号又は同条第 2 項各号に該当する場合

(13)レバレッジ登録ユーザーが当社若しくは当社従業員に対して、社会通念上不適切な言動を行った場合

(14)当社が本人確認に応じるように求めたにもかかわらず、これに応じない場合

(15)マネー・ローンダリング等の危険性が高いと判断した場合

(16)レバレッジ登録ユーザーが日本国外に居住することとなった場合、又は居住していると当社が

判断した場合

(17)その他、当社がレバレッジ登録ユーザーとしての登録の継続を適当でないと判断した場合

2 前項各号のいずれかの事由に該当した場合、レバレッジ登録ユーザーは、当社に対して負っている債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに当社に対して全ての債務の支払を行わなければなりません。

3 第1項の規定に基づき、当社がレバレッジ登録ユーザーとしての登録を取消し、レバレッジ利用契約を解約をした場合であって、当社が事前に通知する建玉の精算期限を経過してもなお、当該レバレッジ登録ユーザーについて精算されていない建玉がある場合、当社は、当該建玉を決済するために必要な反対売買を、当該レバレッジ登録ユーザーに事前に通知することなく、当社所定の時点で、当該レバレッジ登録ユーザーの計算において行うことができるものとします。この場合に発生した諸費用は当該レバレッジ登録ユーザーが負担するものとします。

4 当社は、本条に基づき当社が行った行為によりレバレッジ登録ユーザーに生じた損害について責任を負いません。

5 レバレッジ登録ユーザーは、当社所定の方法で当社に通知することにより、自己のレバレッジ登録ユーザーとしての登録を取消し、レバレッジ利用契約を解約することができます。

6 本条の定めによりレバレッジ登録ユーザーについて本レバレッジサービスの利用を一時的に停止し又はレバレッジ登録ユーザーとしての登録を取消し、レバレッジ利用契約を解約した場合（ただし、前項の場合を除きます。）でも、当社は、当該レバレッジ登録ユーザーにその理由を明らかにする義務を負わないものとします。またこの場合、当社は、当該停止又は取消の時までにレバレッジ登録ユーザーから受領した書類等を返還する義務を負わないものとします。

第 10 条（非保証及び免責）

1 当社は、暗号資産関連店頭デリバティブ取引、その他暗号資産関連店頭デリバティブ取引に関連するサービス、暗号資産の価値、機能、使用先及び用途につき、いかなる保証をも行うものではありません。また、当社はレバレッジ登録ユーザーに対し本レバレッジ規約において規定されていない事項についていかなる保証も行うものではありません。

2 当社は、レバレッジ登録ユーザーの暗号資産関連店頭デリバティブ取引に当社が相対で応じるサービスを行うものであって、レバレッジ登録ユーザーの注文を成立させる義務を負うものではありません。したがって、当社は、レバレッジ登録ユーザーの注文が成立することについて何ら保証するものではありません。

3 レバレッジ登録ユーザーは、本レバレッジサービスを利用することが、レバレッジ登録ユーザーに適用のある法律、政令、規則、命令、通達、条例、ガイドラインその他の規制（以下、「法令等」といいます。）、業界団体の内部規則等に違反するか否かを自己の責任と費用に基づいて調査するものとし、当社は、レバレッジ登録ユーザーによる本レバレッジサービスの利用が、レバレッ

ジ登録ユーザーに適用のある法令等、業界団体の内部規則等に適合することを何ら保証するものではありません。

４　レバレッジ登録ユーザーは、本レバレッジサービス又は当社ウェブサイトに関連してレバレッジ登録ユーザーと他のレバレッジ登録ユーザー又は第三者との間において生じた取引、連絡、紛争等について自己の責任において処理及び解決するものとします。

５　当社は、当社による本レバレッジサービスの提供の中断、停止、終了、利用不能又は変更がないことを何ら保証するものではありません。また、レバレッジ登録ユーザーは、レバレッジ登録ユーザーによるレバレッジ登録ユーザーのメッセージ若しくは情報の削除若しくは消失、レバレッジ登録ユーザーによるレバレッジ登録ユーザーの登録の取消又はレバレッジ登録ユーザーによるデータの消失若しくは機器の故障、損傷等について、自己の責任において処理及び解決するものとします。

６　当社は、当社ウェブサイトから他のウェブサイトへのリンク又は他のウェブサイトから当社ウェブサイトへのリンクが提供されている場合、当社ウェブサイト以外のウェブサイト及びそこから得られる情報についていかなる保証も行うものではありません。

７　当社は、システムの異常等により、提示されたレートと実勢レートが大幅かつ明確に乖離していたと当社が判断した場合、当該提示されたレートによるレバレッジ登録ユーザーの暗号資産関連店頭デリバティブ取引に係る注文を約定させず又は約定を取り消すことができます。また、当該処理における約定の取消しや訂正の方法、損益調整等の金額については、当社の合理的な裁量に基づくものとし、当社はできる限り速やかにレバレッジ登録ユーザーに通知するものとします。

８　当社は、暗号資産関連店頭デリバティブ取引に関する法令等若しくは関連した消費税を含む税制の将来の制定又は変更がないことを何ら保証するものではありません。

９　当社は、暗号資産関連店頭デリバティブ取引に関する法令等又は関連した消費税を含む税制の将来の制定又は変更の効力が過去に遡及した場合に、これによりレバレッジ登録ユーザーに損害が発生しないことを何ら保証するものではありません。

10　当社は、暗号資産自体の価値、安定性及び適法性につき、いかなる保証を行うものではありません。

11　前各項の規定にかかわらず、当社が提供するサービスに起因して、当社の責めに帰すべき事由により、レバレッジ登録ユーザー（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合以外の個人に限ります。）に対して、その損害を賠償する責任を負う場合、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、当社が負う損害賠償の範囲は、当社の行為を直接の原因として現実に発生した損害に限定され、かつ、損害の事由が発生した時点から遡って 1 ヶ月の間にレバレッジ登録ユーザーから現実に受領した手数料（第 2 条第 3 項に基づき本レバレッジ規約に準用する Coincheck 第 7 条第 1 項に定める手数料をいいます。）の総額を上限とします。

12　第 1 項から第 11 項までの規定にかかわらず、当社が提供するサービスに起因してレバレッジ登

録ユーザー（法人又は事業として若しくは事業のために契約の当事者となる個人に限り、消費者契約法の適用のある場合を除きます。）に損害が発生した場合でも、当社は、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、当該レバレッジ登録ユーザーに対して、責任を負わないものとします。

2026 年 9 月 24 日
コインチェック株式会社